

ふるさと鳥取応援登録アプリ開発・運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

ふるさと鳥取応援登録アプリ開発・運用業務

(2) 事業の目的

県外大学等への進学や県外就職により、多くの若年層が県外に流出しており、その県内回帰や、県内学生の県内就職による定着の促進が重要課題となっている。そこで、これらの若年層等に県内求人情報を確実に届け、県内回帰及び定着を促進することを目的とする。

このため、ふるさと鳥取応援登録アプリを開発し、県内回帰及び定着につながる各種県主催イベント及び県内就職等のイベント参加時に一定の「ポイント」を付与し、大手電子マネーへの交換等の特典を受けられるシステムを構築するとともに、県外在住の鳥取県出身者や鳥取県ゆかりの方が、鳥取県（以下「本県」という。）との結びつきがなくならないよう、これらの者を対象に県内各地域のお祭り情報や観光イベント情報等のふるさと情報を随時発信することで「ふるさと鳥取県」への懐郷の念を深めてもらうシステムとする。

(3) 業務内容

利用者の登録情報に基づいたプッシュ型情報配信をスマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」という。）で行うこととし、アプリ登録者に向けて必要な情報を必要な時に提供する仕組みを構築するための設計、開発、保守・運用を行う。なお、詳細は別紙仕様書による。

(4) 業務期間

ア アプリ開発

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

（うち、モニター評価アプリ環境の提供 1月6日（月）まで）

イ 管理用システム開発

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

ウ 保守・運用

ア及びイの開発完了の日から令和2年3月31日（火）まで

2 委託金額の上限

金8,500,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む。）

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体。
ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この募集開始日以降のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (5) 委託者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 「App Store」、「Google Play Store」へのアプリ登録実績があり、開発のノウハウを有すること。

4 企画提案に係る提出書類

(1) 企画提案書（様式第1号）

ア アプリ画面のデザイン及び全体の構成イメージを提案すること。

イ 採用する大手電子マネーとその選定理由及び独自ポイントから電子マネーへの交換方法（利用者及び管理者において行う具体的な作業イメージ）を提案すること。

ウ その他、仕様書及び審査基準に留意して提案すること。

(2) 工程表（契約締結から委託業務完了までの具体的な作業スケジュール）

(3) 見積書

経費の明細を算出し、その経費（内訳を含む）を記載し、消費税も含めた見積とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

また、次年度以降の保守運営費についても提案すること。なお、次年度以降の予算は未成立であり、提案された保守運営費を確約するものではないことに留意すること。

(4) 事業者概要及び事業実績（様式第2号）

(5) その他留意事項

ア 企画提案書は、原則として返却しない。

イ 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前にあつては、提案者に帰属するものとする。

ウ 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

エ 提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

オ 3の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

カ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構から質問することがある。

キ 企画提案書は1者につき1案とする。

5 提出方法及び提出期限

(1) 提出部数

正1部：原本

副7部：業者名が特定されない匿名加工を施したもの

(2) 提出規格

A4版（A3の折込も可）とし、縦横及びページ数は問わない

(3) 提出方法

6の提出先・問合せ先に、持参又は簡易書留郵便による郵送とする

(4) 受付期間

令和元年8月28日（水）から同年9月17日（火）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとし、送付による場合は同年9月17日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

6 提出先・問合せ先

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構

〒680-0846

鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル1階

電話：0857-24-4740

ファクシミリ：0857-24-4736

電子メール：torinavi@furusato.org.jp

ホームページ：https://furusato.tori-info.co.jp/

7 質問の受付

(1) 本プロポーザルに質問がある場合は、令和元年9月11日（水）までに6の提出先・問合せ先まで電子メール（様式自由）で質問すること。

(2) 電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて6の提出先・問合せ先に記載されたホームページに掲載し、随時回答するものとする。

8 参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和元年9月6日（金）までに意向確認書（様式3号）を6の提出先・問合せ先までファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

なお、本プロポーザルへの参加は、期日までに意向確認書を提出した者に限る。

9 選考

- (1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、ふるさと鳥取応援登録アプリ開発・運用業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画内容、費用等の審査項目について、別添「審査基準」に基づき、各審査員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- (3) 審査会は5名以内で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- (5) 公正性・中立性を確保するため、審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

10 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果を提案者全員に文書で通知し、その概要を6の提出先・問合せ先のホームページで公表する。
- (2) 審査結果については、全ての提案者の順位及び得点を通知するものとする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

11 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時
令和元年9月24日（火）（詳細については別途電子メール等にて通知する。）
- (2) 受付場所
鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第2庁舎9階 第21会議室
- (3) 実施方法等
プレゼンテーション当日、別途通知する時刻までに受付を行うこと。
プレゼンテーションは1提案につき15分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。
パソコン等を使用する場合は、プロジェクターおよびスクリーンについては当方で準備する。

12 契約の締結

審査会による審査の結果、9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

13 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定を準用し、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 暴力団排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

15 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和元年8月28日(水) |
| (2) 参加意向 | 令和元年9月6日(金) |
| (3) 質問期限 | 令和元年9月11日(水) |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和元年9月17日(火) |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和元年9月24日(火) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和元年9月下旬 |
| (7) 企画提案等の協議、見積依頼 | 令和元年9月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和元年9月下旬 |